

日本看護図書館協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本看護図書館協会（The Japan Nursing Library Association）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。会計は、会計理事が行う。

2 事務局の業務に関し必要な事項は、理事会が定める。

3 事務局理事の所属する機関の所在地を、本会の所在地とする。

(目的)

第3条 本会は、看護図書館事業の振興を図り、もって看護における教育、研究及び臨床に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護図書館の管理及び運営に関する研究
- (2) 情報資源の収集、保存、交換及び相互利用等の共同事業
- (3) 看護図書館員の育成及び資質向上のために必要な研究及び研修事業の推進
- (4) 機関誌及び会報並びに本会の活動成果に関する刊行物の編集と発行
- (5) 国内外の関係諸団体との情報交換及び協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 看護系大学・学部、短期大学の図書館、看護学校(専修・専門等)の図書室、看護に関する教育・研究を行う団体の図書館（室）及び臨床機関の図書館（室）
- (2) 個人会員 看護関係情報に关心を持ち、本会の趣旨に賛同する個人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する団体

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会に関する細則は、別に定める。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費に関する細則は、別に定める。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、文書をもって届け出なければならない。

2 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 団体の消滅又は解散
- (4) 除名

3 前項の除名は、本会の名誉を傷つけ、または会則に違反する行為があった者に対し、総会の議を経て行う。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 統括理事 1名
- (3) 理事 5名
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第10条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、原則として団体会員である図書館（室）の長（以下、「機関長」という。）
または機関長に相当する者のなかから理事会で推薦し、総会で承認を得る。
- (2) 統括理事は、団体会員の構成員または個人会員のなかから、理事会において推薦し、総会で承認を得る。
- (3) 理事及び監事は、団体会員の構成員のなかから、理事会において推薦し、総会で承認を得る。

2 役員の選出に関する細則は、別に定める。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 統括理事は、理事会を統括する。また、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。また、新規事業の企画及び渉外に関する業務を担当する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (4) 監事は、会務及び会計を監査する。

2 理事の職務分担は、別に定める。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き2年を超えて在任することはできない。
- (2) 統括理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、引き続き8年を超えて在任することはできない。

- (3) 理事及び監事の任期は、2年とする。
- 2 欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任役員が決定するまでは、その任務を継続して行う。

第4章 会友

(会友)

第13条 本会に会友を置くことができる。

- 2 会友に関する細則は、別に定める。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後1か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総表決権数の3分の1以上に該当する団体会員及び個人会員から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 4 総会の招集には、日時及び場所並びに会議の目的及び議題を示した書面をもって、開会の1か月前までに会員に通知しなければならない。
- 5 総会の開催場所及び運営に関する細則は、別に定める。

(総会の構成)

第16条 総会は、団体会員及び個人会員をもって構成する。

- 2 総会における表決権は、1団体会員2票、1個人会員1票とする。

(総会の審議事項)

第17条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 理事会において必要と認められた事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総表決権数の3分の2以上に該当する団体会員及び個人会員の出席をもって成立する。ただし、出席できない構成員が、別に定める手続きによって委任状を提出した場合は、出席とみなす。

(総会の議決)

第 20 条 総会における議事は、出席構成員における総表決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会においては、第 15 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員における総表決権数の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

(理事会)

第 21 条 理事会は、会長、統括理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は必要に応じて会長が招集し、会長、統括理事または会長が指名した理事が議長となる。

3 理事会は、統括理事及び理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

4 理事会における議事は、出席する統括理事及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 地区及び委員会

(地区)

第 22 条 本会の団体会員及び個人会員を、地区別ブロックに編成する。

2 地区別ブロックの詳細は、別に定める。

(委員会)

第 23 条 本会は、事業遂行のため、理事会のもとに次の委員会を置く。

(1) 広報委員会

(2) 教育研修委員会

(3) 機関誌「看護と情報」編集委員会

(4) 調査協力委員会

2 本会の運営上必要と認めるときに、一定期間臨時委員会を設置することができる。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 会計

(経費)

第 24 条 本会の経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の変更

(会則の変更)

第 26 条 本会則を変更するときは、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、会員の総表決権数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 9 章 梯則

(実施細則)

第 27 条 本会則の施行に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 看護図書館協議会会則（平成 3 年 12 月 7 日制定）は廃止する。
- 3 この会則は、平成 18 年 4 月 22 日から施行する。
- 4 この会則は、平成 19 年 4 月 21 日から施行する。
- 5 この会則は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。
- 6 この会則は、平成 24 年 4 月 21 日から施行する。
- 7 この会則は、平成 25 年 4 月 20 日から施行する。
- 8 この会則は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。
- 9 この会則は、2017 年 4 月 22 日から施行する。
- 10 この会則は、2018 年 4 月 21 日から施行する。